

出雲市の健診における眼科依頼による眼底検査の方法

1. 眼科依頼による眼底検査とは

国保特定健康診査等の眼底検査は、今年度、または前年度の健診結果において判定基準に該当した対象者に対し、医師の判断により実施する詳細検査です。

眼底検査が必要だが、健診実施医療機関では検査ができない場合に、眼科医療機関に眼底検査のみを依頼して実施します。

依頼する際には、出雲市の「特定健康診査 眼底検査依頼書」（A5版・ピンク色・4枚複写用紙）を使用します。この用紙は、出雲市国民健康保険の加入者を対象とした特定健診及び若年齢層健診、後期高齢者健診並びに生活保護世帯等健診にのみお使いいただくよう、医療機関にお願いしています。

2. 「眼科検査依頼書（4枚複写）」の内容

- 1枚目：①依頼元医療機関控
- 2枚目：②依頼先の眼科医療機関へ（兼眼科医療機関控）
- 3枚目：③依頼元医療機関へ（検査を実施した眼科医療機関から）
- 4枚目：④市提出用（検査を実施した眼科医療機関から・・・市への請求に添付）

3. 検査の流れ

他医療機関からの依頼により実施する場合

- 依頼元の医療機関は、
 - (1) 「眼底検査依頼書①～④」の「依頼元医療機関名」「依頼先眼科名」「受診者住所・氏名・生年月日」「健診の種類」及び「紹介」欄を記入し、「②依頼先の眼科へ」の「紹介」医師名欄に押印をします。
 - (2) 記入後①は依頼元医療機関の控えとして保存し、②～④を所定の封筒に入れて受診者に渡し、依頼先の眼科医療機関で眼底検査を受診するよう指示します。
- 受診者は、

渡された「眼底検査依頼書②～④」の入った封筒を持って指示された眼科医療機関に行き、眼底検査を受診します。
- 眼科医療機関**は、
 - (1) 眼底検査を行い、検査結果等を「眼底検査依頼書②～④（3枚複写）」の返信欄に記入してください。
 - (2) 「眼底検査依頼書③、④」の「返信」医師名欄には押印のうえ、「眼底検査依頼書③」を所定の封筒に入れ、受診者に依頼元の医療機関へ持って行くよう指示してください。
 - (3) 「眼底検査依頼書②」は、眼科医療機関の控えとして保管してください。
 - (4) 「眼底検査依頼書④」は、月ごとの出雲市への請求書に同封してください。
- （再度）依頼元の医療機関は、

受診者が持参する「眼底検査依頼書③」により、特定健康診査記録票（結果通知書）の眼底検査欄を記入（データ入力）のうえ、総合判定を行います。

自院で特定健診を実施する場合

- (1) 院内健診実施機関は、眼科に眼底検査を依頼します。
- (2) 眼科は眼底検査を実施し、依頼元の院内健診実施機関へ結果を報告します。
- (3) 院内健診実施機関は、眼底検査にかかる費用以外を国保連合会に請求します。
(健診結果は眼底検査を含めて国保連合会に送付する)
- (4) 眼科は、眼底検査依頼書の市提出用と委託料請求書を使用し、出雲市へ直接請求します。
※この場合、「眼底検査依頼書」は、受診者を介するやり取りがないため、複写ではない市提出用の用紙をお使いください。

4. 眼科医療機関からの検査料精算方法

出雲市に直接請求してください。

検査を実施した月ごとに「出雲市国民健康保険若年齢層健康診査及び肝炎ウイルス検診等 委託料請求書」を記入し、「眼底検査依頼書④」とともに市へ送付してください。

なお、健診実施機関からの依頼による眼底検査実施分の請求につきましては、委託料請求書中、「詳細健診」の「眼底検査（眼科）」欄に件数をご記入のうえ、内科で実施された当該月の若年齢層健診や肝炎ウイルス検診と合わせてご請求ください。

令和7年度委託料（眼底検査料）単価：2,057円/件（税込）